

利益相反ポリシー

1. 目的

公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会（以下「本協会」という。）は、本協会の役職員等と本協会との間で生じうる利益相反に関して、本協会に対する社会的な信頼を確保し、利益相反について取組むべき姿勢と対処を明確にするために本ポリシーを策定する。

2. 対象者

本ポリシーの対象となる者（以下「役職員等」という）は、以下に定める者とする。

- (1) 本協会の役員（理事、監事）
- (2) 本協会の職員及び委員会の委員
- (3) その他本協会が、本ポリシーを適用すべきと判断した者

3. 利益相反行為

利益相反行為の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 役職員等が自己又は第三者のために本協会と取引をしようとする行為
- (2) 本協会が役職員等の債務を保証し、又は役職員等の義務を負担する行為
- (3) その他、本協会と役職員等の利益が相反する行為

4. 利益相反管理

本協会は、利益相反行為について次項に基づいて審議し、相当と認める場合はこれを承認する。承認が得られない場合は、本協会は、利益相反行為を行わないものとする。

5. 判断基準

本協会の役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、本協会は、これを許容できないものと判断する。利益相反行為の適正性を判断するに当たっては、当該行為の諸要素を総合的に考慮して判断するものとする。

6. 見直しの実施

情勢の変化、利益相反の事例蓄積状況等に応じて、本ポリシーの適宜見直しを実施する。

7. 改廃

本ポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則 本ポリシーは、2023年6月21日より施行する。